

4

水産物(生鮮食品)の表示

① 生鮮水産物とは？ 必要な表示は？

ア. 水産物とは、基準別表第2の3に記載があるものを示しています。



魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類



貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類



水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類



海産ほ乳動物類

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類



海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

イ. 消費者向けに上記のような水産物を販売する場合に必要な表示事項は**名称**と**原産地**です。
(基準第18条第1項関係)

		水産物
	名称	その内容を表す一般的な名称で表示
	原産地	
	国産品	水域名又は主たる養殖場が属する都道府県名 (水域名の表示が困難な場合は水揚げした港が属する都道府県名も可)
	輸入品	原産国名

※生食用切り身やむき身は義務事項が異なります。

17ページをご確認ください。

4

水産物(生鮮食品)の表示

① 生鮮水産物とは? 必要な表示は?

ウ. 水産物の名称は、「魚介類の名称のガイドライン(消費者庁)」に従って表示します。

項目	内容	記載例								
標準和名	原則、その種の名称(標準和名)で表示する。	マアジ メアジ ホッコクアカエビ キアンコウ、ソデイカ、 タカサゴ								
一般名称	標準和名より広く一般に使用されている名称があればこの名称での表示も可能。	アジ アマエビ、ナンバンエビ アンコウ								
総称	形態や品質の差が明らかでない等の理由から、種名での表示が困難なとき又は消費者の商品選択に影響がない場合は、その魚介類の内容を表す一般に理解される総称を表示してよい。	マアジ、アオアジ ムロアジ、メアジ ⇒ アジ キダイ、チダイ ⇒ タイ マエソ、ワニエソ ⇒ エソ								
成長名 季節名	成長段階に応じた名称や季節によって呼び名が変わる場合、それが一般に理解されている場合は、それらの名称を表示することができる。	● 成長名 ツバス → ハマチ → メジロ → ブリ ● 季節名 サケ → アキサケ、トキサケ								
地方名	地域特有の名称がある場合、地域内のみで流通するときは、地方名で表示してよい。 地域外で販売するときは使用不可。	クロダイ ⇒ チヌ スジアラ ⇒ アカジン シロクラベラ ⇒ マクブ ハマダイ ⇒ アカマチ ブダイ類 ⇒ イラブチャー タカサゴ類 ⇒ グルクン ハタ類 ⇒ ミーバイ								
海外漁場 魚介類及 び外来種	優良誤認(分類学上無関係であるにもかかわらず高級魚類に似せた名称を付して、あたかもその類縁種であるように誤認させる)を生じさせないような配慮が必要であり、魚介類の名称の一般ルールに従って、その内容を最も的確に表し一般に理解される名称で表示する。	チャンネルキャットフィッシュ ⇒ シミズダイ× カワフグ×								
交雑種・ 改良種	異種・異属間で人為的に交配されて作出された魚介類の名称については、交雑に用いた魚介類の名称を表示し、「交雑種である旨」を併記する。	ブリ×ヒラマサ(交雑種)								
ブランド名	ブランド名(商品名)は、食品表示法に基づく魚介類の「名称」ではないことから、魚介類の名称としては使用不可。なお、ブランド名を任意に商品に表示することは差し支えないが、景品表示法の不当表示や食品表示基準の表示禁止事項に該当するような用語は使用できない。	<table border="1"> <tr> <td>ブランド名(商品名)</td> <td>魚介類の名称(標準和名)</td> </tr> <tr> <td>関さば</td> <td>マサバ</td> </tr> <tr> <td>越前ガニ</td> <td>ズワイガニ</td> </tr> <tr> <td>明石タコ</td> <td>マダコ</td> </tr> </table>	ブランド名(商品名)	魚介類の名称(標準和名)	関さば	マサバ	越前ガニ	ズワイガニ	明石タコ	マダコ
ブランド名(商品名)	魚介類の名称(標準和名)									
関さば	マサバ									
越前ガニ	ズワイガニ									
明石タコ	マダコ									

水産物(生鮮食品)の表示

一般ルール

4

水産物(生鮮食品)の表示

① 生鮮水産物とは? 必要な表示は?

工. 水産物の原産地は、**水域名または地域名**(主たる養殖場が属する都道府県名)を表示します。

国産品

- ✓ **「水域名」**を表示します。
- ✓ 水域名の表示が困難な場合は、「水揚げした港名」又は水揚げした港が属する「都道府県名」も可

※ **「沖縄近海」「近海産」という表示は不適切です。**

※ 水域名は「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン(水産庁)」に従って、表示します。

1 一般に知られている地名+沖(近海、地先、沿岸等)の水域名

[例]
沖縄県沖、石垣島沖、三陸沖、東北沖太平洋、山陰沖、四国沖等

2 一般に知られている個別水域の名称

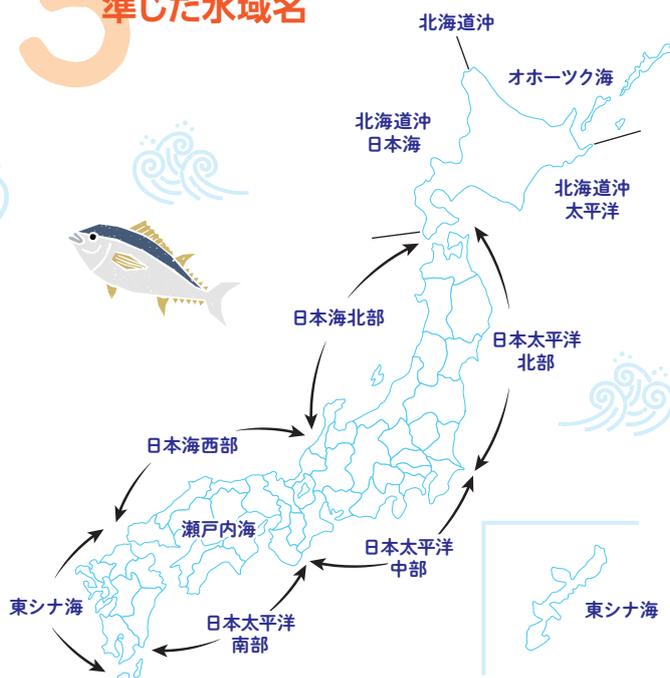
(1) 海洋

[例]
陸奥湾、富山湾、伊勢湾、相模湾、有明海、八代海、紀伊水道等

(2) 内水面(湖沼、河川等)

[例]
琵琶湖、浜名湖、サロマ湖、猪苗代湖、宍道湖、石狩川等

3 我が国漁獲統計海区に準じた水域名



養殖された水産物

- ✓ 養殖場が位置する**「都道府県名」**を表示します。

輸入品

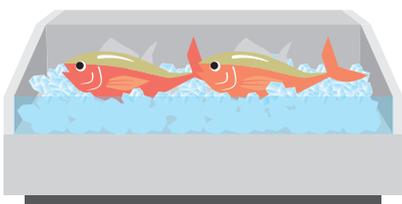
- ✓ **「原産国名」**を表示します。
- ✓ また、原産国名に水域名を併記することも可能です。

4 水産物(生鮮食品)の表示

① 生鮮水産物とは? 必要な表示は?

オ. 水産物の表示例(無包装の魚介類)

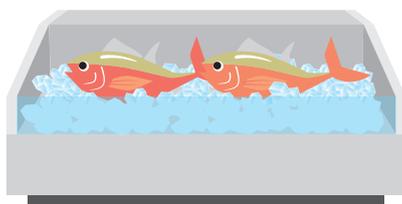
名称に地方名を用いる場合



沖縄県産
タカサゴ(グルクン)

「グルクン」など地方名を使用する場合は、標準和名の「タカサゴ」を併記する。

原産地を都道府県名で表示する場合

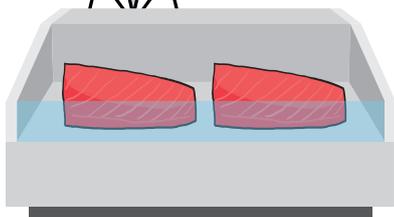


沖縄県産
タカサゴ

水産物(生鮮食品)の表示

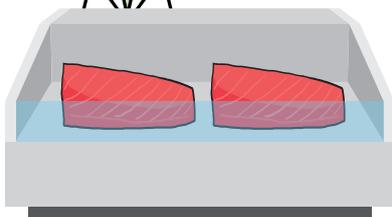
原産地の表示例

水域名で表示する場合



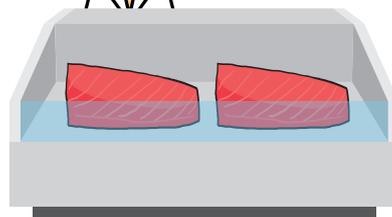
石垣島沖産
クロマグロ

漁港名で表示する場合



糸満漁港産
メバチマグロ

輸入品の場合



台湾産
メバチマグロ

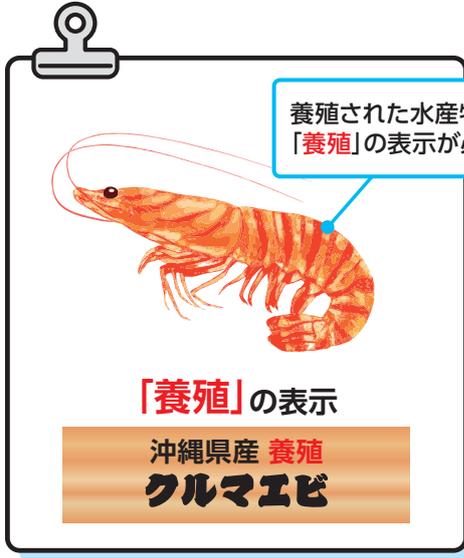
4

水産物(生鮮食品)の表示

① 生鮮水産物とは? 必要な表示は?

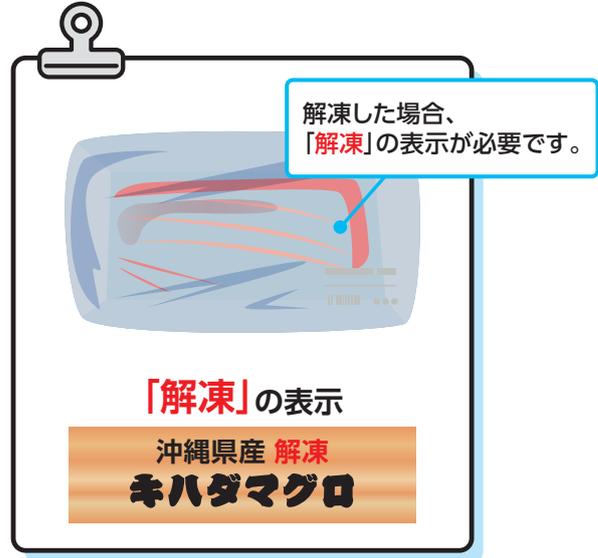
カ. 名称と原産地以外に表示が必要となる事項(該当する場合)

無包装の魚介類(例)



養殖された水産物の場合、「**養殖**」の表示が必要です。

「養殖」の表示
沖縄県産 **養殖**
クルマエビ



解凍した場合、「**解凍**」の表示が必要です。

「解凍」の表示
沖縄県産 **解凍**
キハダマグロ

水産物(生鮮食品)の表示

容器包装した魚介類(例)



切り身又はむき身にした鮮魚介類で、**生食用のもの**に関する表示

「**生食用**」である旨、「**刺身用**」も可

沖縄県産
ソデイカ **刺身用**(解凍)
消費期限:〇.〇.〇
10℃以下で保存
加工者:沖縄県〇〇市〇〇111番地

「**消費期限**」または「**賞味期限**」
※年月日で表示

加工所の所在地及び加工者の
氏名又は名称

容器包装に表示する文字の大きさは原則8ポイント以上です。



番外編

刺身盛り合わせの取扱い

2種類以上の刺身盛り合わせは、生鮮食品ではなく**加工食品**となるため、「加工食品としての表示」が必要になります。



※重量割合第1位の水産物の原料原産地表示が必要です。ただし、小売店の店内で加工し、そのまま販売する場合、義務表示ではありません。